

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市区町村(現在は、B市区町村)で各町内の納税組合で妻と併せて納付していた。妻の納付記録が有るのに自分だけが未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に国民年金保険料を納めていたとしているその妻も申立期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、申立期間当時、申立人の住所地では、申立てのとおり、自治会が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認され、国民年金手帳記号番号払出(昭和35年12月21日)後の当該期間において自治会における現年度納付が可能であった。

さらに、国民年金被保険者名簿(B市区町村)において、「資格喪失年月日:昭和37年11月10日、喪失の理由:厚生年金加入」と記載されているものの、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していた事実は無い(申立期間中、申立人の妻は国民年金に加入していたことから、申立人は国民年金の強制加入期間であった。)ほか、申立期間直前の37年10月の国民年金保険料について、社会保険庁の記録では当初「未納」となっていたものの、国民年金被保険者名簿に納付記録があったことが確認されたことから平成20年8月15日付けで「納付」に訂正されているなど、B市区町村及び社会保険庁側の記録管理に不適切な面がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間当時勤務していた事業所の元同僚は、「上司及びそこで勤務していた同僚は国民年金に加入していた。」と証言しているところ、証言のとおり、上司及びその同僚は申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年3月31日）及び資格取得日（昭和22年12月9日）を取り消し、申立人の標準報酬月額を昭和22年4月から同年5月までは500円、同年6月から同年11月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月31日から同年12月9日まで  
昭和20年10月1日にA事業所に入社し、54年3月1日付けで退職するまで同事業所に継続して勤務していた。

A事業所は私の実兄が経営する会社であり、途中で会社を辞める理由は何も無かった。また、厚生年金保険加入記録が無い期間について健康保険が使えなかったという記憶が無いことから、記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A事業所において昭和20年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年3月31日に資格を喪失後、同年12月9日において同事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人がA事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人が申立期間当時において同事業所に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変化はなかった。」と供述しており、同事業所も、「申立人が申立期間において正社員として勤務していたことを当時勤務していた者から確認した。」と供述している。

また、A事業所は、「すでに廃棄済のため当時の資料を提供することはできないが、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことについては間違いないと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後の標準報酬月額の記録及び、同事業所の複数の被保険者が同年6月に随時改定の記録があることから、昭和22年4月から同年5月までは500円、同年6月から同年11月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年3月から同年11月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。